

ID: 1014

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	道路に接する部分の長さに関する特例の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	東京都建築安全条例第 10 条の 3		
例 規 番 号			
【基準】 東京都建築安全条例第10条の3の規定による			
標準処理期間	30日		
備考	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表12の項へ		
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日